

総社市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第1号

総社市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例

総社市政策監の設置等に関する条例（平成28年総社市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(給与) 第6条 <u>政策監に対して、給料、期末手当及び退職手当を支給する。</u> (給料) 第7条 <u>給料の額は、月額600,000円とする。</u> 2 <u>給料は、任命の当日から任期満了、解職、退職又は死亡（以下「辞職等」という。）の当日まで支給する。</u> (期末手当) 第8条 <u>期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職している場合に支給する。これらの基準日前1箇月以内に辞職等した場合についても同様とする。</u> 2 <u>期末手当の額は、それぞれその基準日現在又は辞職等した日現在において受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の185、12月に支給する場合には100分の200を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>(給与) 第6条 <u>給与の額及び支給方法は、市長が別に条例で定める。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) <u>6 箇月 100 分の 100</u></p> <p>(2) <u>5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80</u></p> <p>(3) <u>3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60</u></p> <p>(4) <u>3 箇月未満 100 分の 30</u></p> <p>(給料及び期末手当の支給方法)</p> <p><u>第 9 条 第 7 条に定める給料及び前条に定める期末手当の支給に関し必要な事項については、総社市職員給与条例(平成 17 年総社市条例第 4 1 号)の規定を準用する。</u></p> <p>(退職手当)</p> <p><u>第 10 条 退職手当の額は、退職の日における給料の月額に政策監としての勤続期間を乗じて得た額に、100 分の 20 を乗じて得た額の範囲内とする。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、退職手当の支給に関し必要な事項については、総社市特別職の職員等の退職手当に関する条例(平成 17 年総社市条例第 4 4 号)の規定を準用する。</u></p> <p>(旅費)</p> <p><u>第 11 条 略</u></p> <p>(その他)</p> <p><u>第 12 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>	<p>(旅費)</p> <p><u>第 7 条 略</u></p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(総社市職員給与条例の一部改正)
- 総社市職員給与条例(平成 17 年総社市条例第 4 1 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第 3 (第 3 条関係)</p> <p>(その 1)</p> <p>行政職給料表級別基準職務表</p>	<p>別表第 3 (第 3 条関係)</p> <p>(その 1)</p> <p>行政職給料表級別基準職務表</p>

改正後

職務の級	基準となる職務
略	
8級	部長の職務 消防長の職務 議会事務局の局長の職務 教育次長の職務
略	

(その2) 略

改正前

職務の級	基準となる職務
略	
8級	政策監の職務 部長の職務 消防長の職務 議会事務局の局長の職務 教育次長の職務
略	

(その2) 略